

焼津市告示第71号

焼津市犯罪被害者等見舞金給付要綱を次のように定める。

令和3年3月24日

焼津市長 中野 弘道

焼津市犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市犯罪被害者等支援条例（令和3年焼津市条例第3号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷病（精神的疾病を含み、医師の診断により全治1か月以上の加療を要するものに限る。以下同じ。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であつて、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において本市において住民基本台帳に記録されていたものをいう。

(見舞金の給付対象者)

第3条 市長は、犯罪被害者及びその者の遺族に見舞金を給付する。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、傷病見舞金の給付を受けた者が当該犯罪行為に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から既に給付した傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(遺族の範囲)

第5条 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族は、犯罪行為により死亡した者と生計を一にしていた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上いる場合は、代表者に対して当該見舞金を給付するものとする。

(見舞金の申請)

第6条 見舞金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、犯罪被害者等見舞金給付申請書(第1号様式)に、当該各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 遺族見舞金受給代表者選定に関する届出書(第2号様式。前条第2項に規定する代表者が申請する場合に限る。)

エ その他犯罪等の被害があったことが証明できるものとして市長が必要と認める書類

(2) 傷病見舞金

ア 医師の診断書(犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できるもの)

イ その他犯罪等の被害があったことが証明できるものとして市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪行為があった日から1年以内にしなければならない。

(見舞金の給付制限)

第7条 見舞金は、犯罪被害者が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

(1) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき。

(2) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

(3) 他の地方公共団体から当該犯罪被害に係る見舞金と同種のもの給付を受けたことがあるとき。

(4) その他見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められる場合。

(見舞金給付の決定)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する申請を受けた場合は、速やかに見舞金の給付の可否を決定し、申請者に対し、犯罪被害者等見舞金給付決定通知書(第3号様式)又は犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条の規定により見舞金を給付する旨の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、犯罪被害者等見舞金請求書(第5号様式)を市長に提出し、見舞金を請求するものとする。

(給付決定の取消し等)

第10条 市長は、給付決定者が偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すとともに、既に給付した見舞金の返還を求めるも

のとする。

(報告の徴収等)

第11条 市長は、見舞金の給付を適正に行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、見舞金の給付を適正に行うため必要があると認めるときは、給付決定者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。

第1号様式（第6条関係）

犯罪被害者等見舞金給付申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住 所 _____

申 請 者 氏 名 _____ ⑩

電 話 () _____

住 所 _____

代 理 人 氏 名 _____ ⑩

電 話 () _____

見舞金の給付を受けたいので、焼津市犯罪被害者等見舞金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

犯罪被害の発生日	年 月 日 () 午前・午後 時頃	
(フリガナ)		
犯罪被害者		
犯罪被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡 (死亡 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 全治1か月以上の傷病
(見舞金の区分)	(遺族見舞金)	(傷病見舞金)
申請金額	円	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類と留意事項は裏面を参照してください。 ・裏面にある「状況調査に係る同意書」に署名及び押印をお願いします 	

(裏面)

添付書類

1 遺族見舞金

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (3) 遺族見舞金受給代表者選定に関する届出書（第2号様式）
- (4) その他犯罪等の被害があったことが証明できるものとして市長が必要と認める書類

2 傷病見舞金

- (1) 医師の診断書（犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できるもの）
- (2) その他犯罪等の被害があったことが証明できるものとして市長が必要と認める書類

留意事項

傷病見舞金の給付を受けた者が当該犯罪行為に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、既に給付した傷病見舞金の額が控除されます。

「状況調査に係る同意書」

本件の取扱警察署： _____ 警察署

見舞金の支給の決定に際し、市が警察署等において本申請に関する事項について調査等を行うことに同意します。

申請者氏名 _____ (印)

第2号様式（第6条関係）

遺族見舞金受給代表者選定に関する届出書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

代表者 _____ 印

焼津市犯罪被害者等見舞金給付要綱第5条第2項に規定する代表者として、下記のとおり選定したので届け出ます。

記

代 表 者	住 所			続柄
	フリガナ			
	氏 名		電話	
死 亡 し た 者	住 所			
	氏 名			
	死亡年月日	年	月	日

【他の給付対象者】

上記の者を代表者とすることに同意します。

氏 名	住 所	続柄
印		
印		
印		
印		
印		

【注意事項】

- ・「続柄」欄には、死亡した者との続柄を記入してください。

第3号様式（第8条関係）

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長



犯罪被害者等見舞金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった見舞金については、下記のとおり決定したので、
焼津市犯罪被害者等見舞金給付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 見舞金の区分 遺族見舞金 ・ 傷病見舞金
- 2 給付決定金額 円

第4号様式（第8条関係）

焼 一 号
年 月 日

様

焼津市長

印

犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった見舞金については、下記の理由により給付しないことと決定したので、焼津市犯罪被害者等見舞金給付要綱第8条の規定により通知します。

記

理由

第5号様式 (第9条関係)

犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住 所 _____

請 求 者 氏 名 _____ ⑩

電 話 () _____

住 所 _____

代 理 人 氏 名 _____ ⑩

電 話 () _____

下記のとおり見舞金を請求します。

記

請 求 金 額	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷病見舞金			
	円			
振 込 先	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	(7桁)			
	口座名義			